

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

令和5年9月15日

氷川町

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	8
第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	9
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	9
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	11
第6 その他	21

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 現状と課題

氷川町は、熊本県のほぼ中央、熊本市から約30km南、八代地域の北部に位置し、北は宇城市、南は八代市に接しています。町の中央部を東から西へ2級河川氷川が流れ、南北に走る国道3号を境に、東部に山林、丘陵地帯、西部には「西の八郎潟」として全国に名を馳せる不知火干拓をはじめとした平坦地帯が広がっています。東部の丘陵地帯では果樹、西部平坦地では水稲(もち米を主体)、麦、い草、露地野菜、施設園芸(イチゴ、トマト)等を組み合わせた複合経営による農業生産が展開されてきましたが、い草価格の低迷により露地野菜、施設園芸導入による経営転換が多く見られるようになってきています。

特に、施設園芸においては、規模拡大や高品質化が進み、他産業並の所得を上回る経営も出てきています。

しかしながら、本町農業を支える担い手については、減少が見られ、併せて高齢化も進んでいます。また、核となる担い手である認定農業者については、収益が低迷しており、所得向上に向けたきめ細かい支援が必要となっています。

また、今後数年間で、後継者のいない高齢農業者を中心に、離農・規模縮小が急速に進むことが懸念されています。このような動きは、規模拡大を目指す農業者には好機とも言えますが、農産物価格低迷などによる経営環境の悪化や経営耕地の分散などにより規模拡大志向が弱まっている現状では、遊休農地の増加につながるおそれもあります。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを前提として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努める必要があります。

2 基本的方向

このような現状と課題に対応し、本町農業の持続的な発展や活性化などを図るためには、新しい技術や生産方式などを積極的に取り入れ、生産、流通の変革を進めるとともに、効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要となっています。

このため、他産業の所得や労働時間、更には現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、効率的かつ安定的な農業経営の目標を例示するとともに、その目標に向かって農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し農用地の利用集積、資本装備の高度化、経営管理の合理化、就業環境の改善など、農業経営基盤の強化を促進するための施策に努めていきます。

またSDGsに沿った取組みも通じて、持続可能な農業・農村の実現を図ります。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

他産業の所得や労働時間、さらには、地域において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営において、労働時間が従事者1人当たり年間2,000時間程度の水準を達成し、農業所得が主たる従事者1人当たり概ね340万円以上(個別経営体の場合家族経営は1経営体あたり概ね680万円以上)を確保することができるような経営体を育成するとともに、これらの農業経営が、農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とします。

(2) 目標を達成するための施策の方向

ア 効率的かつ安定的な農業経営体の育成

県など関係機関・団体と連携を図りながら、意欲ある農業者の認定農業者への誘導と期間満了の認定農業者の着実な再認定を進めるため、経営改善計画の樹立支援を積極的に行います。また、共同申請による女性認定農業者の拡大を図るとともに、家族経営協定の普及を進め、収益配分及び経営方針・計画の決定など内容の充実を図ります。

認定農業者に対しては、経営改善計画の目標達成に向けて、経営状況に応じたきめ細かい生産技術や経営の指導を必要に応じて専門家を交えながら行います。また、経営規模の拡大や農業経

営の高度化、多角化などを図るための情報提供と併せて、各種補助事業や制度資金などによる支援を行います。

農業経営の法人化に当たっては、法人化に向けた啓発活動を行うとともに、個別相談に応じながらくまもと農業経営相談所など専門家による指導・助言などを有効活用できるよう支援します。

なお、経営形態に関わらず、農業経営の基盤となる農地や施設、優れた技術を確実に次世代に引き継ぐため、くまもと農業経営継承支援センターを核として経営継承の啓発及び推進を図ります。

イ 地域営農組織の育成

組織化が進んでいない地域を中心に、農地を守り地域の農業を支える地域営農組織の設立を促進するため、八代地域農業協同組合などと連携して座談会を開催するなど地域の合意形成を図りながら、地域営農組織の設立を促進します。

既存の地域営農組織については、将来にわたり経営が安定し地域の担い手となるよう、くまもと農業経営相談所からの専門家の派遣や経営診断などによる助言指導により法人化を推進します。

さらに、農地の面的利用や農業機械の整理・合理化による生産コストの削減や更なる規模拡大や新たな部門導入等経営の安定化・発展を支援し、永続的な地域の農地の受け皿となるための経営基盤強化、また組織内の次世代リーダーや後継者を確保・育成します。

ウ 農地の効率的な利用の促進

担い手に集積すべき農地面積の目標を設定し、農地の有効利用を促進し、土地利用型農業などの効率的展開を図ります。

特に、米、麦の生産性向上を図るため、営農類型により経営の方向性を示し、経営規模の拡大を推進するとともに、地域における合意形成を基本とした農地の面的集積を推進し、経営体や作物ごとに集団化を図ります。

また、施設園芸や果樹についても、足腰の強い産地づくりを図るため、作物ごとの集団化を進め、さらに果樹においては園地の面的集積も進めます。

農地の利用集積については、令和2年4月に農地利用集積円滑化事業と農地中間管理事業が統合され、新たに導入された集積計画の一括方式を活用し、よりスピーディーな借入、転貸を行い、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用権の設定や所有権の移転を促進します。

エ 時代の変化に対応した「稼げる農業」の更なる加速化

農業所得の確保と最大化のために、これまで取り組んできた「稼げる農業」に向けた取組みを更に加速化させます。

具体的には、農業所得の最大化に向け、これまでの農地集積や生産・集出荷施設の再編等の取組みを加速化させた上で、限られた労働力の中で、品質・収量の向上及び生産性の高い農業経営の確立に向け、ロボット技術やICT技術等の新技術を最大限に活用できるよう、現場の実態に応じたスマート農業を積極的に推進します。また、担い手への農地集積・集約化や高収益作物の導入・定着化、農地の大区画化、汎用化、畑地化・高機能化を推進します。

農業生産の礎である農業水利施設の老朽化対策が課題となっている中、排水機場などの基幹的農業水利施設の更新を計画的に行い、施設の長寿命化を図るための戦略的な保全管理への取組みに加え、農業者を支える団体等の体制や活動の強化等を支援します。

加えて、様々なリスクにさらされている農業の経営安定を図るため、農業保険や品目別の価格安定制度等、農業者それぞれの経営形態に応じた適切なセーフティーネットの加入促進を図るとともに、災害等の緊急事態において円滑な事業復旧・継続を可能とするために農業版BCP（事業継続計画書）の作成・活用を推進します。

オ 持続的な田園都市氷川づくり

担い手の確保が困難な地域においては、商品性の高い品目の導入など収益の柱となる農産物生産の推進、生産条件の改善に向けたきめ細やかな基盤整備と農地集積を進めるとともに、6次産業化や都市農村交流など地域資源の活用による農業以外の所得と合わせた複合的な所得の確保を図る担い手を育成します。

また、地域に住み地域に愛着を持っている農業者を中心に、農地や農村景観等を将来にわたって継続できる地域営農組織の設立や活動を推進するとともに、さらに担い手の確保が難しいような場合は、積極的に規模拡大等を図る農業者や法人等を支援します。

加えて、農業・農村の持つ多面的機能を維持・発揮させるための地域ぐるみの取り組みや鳥獣害対策等の取り組みを支援します。

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

氷川町の新規就農者については年間10名前後であり、過去5年間、ほぼ横ばいの状況となっています。今後は従来からの基幹作物であるイチゴ・トマト等をはじめとする施設園芸の産地として、生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があります。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、氷川町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとします。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農者の確保・定着目標や熊本県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた雇用就農者を含む新規就農者の年間確保目標600人を踏まえ、氷川町においては年間15人の当該青年等の確保を目標とします。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

氷川町及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得として250万円程度を目標とします。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた氷川町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していく事が重要です。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については県や町、八代地域農業協同組合等が重点的な指導を行なうなど、地域の総力を上げて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していきます。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

将来、普及可能な革新的な技術の導入、望ましい作業環境やゆとりあるライフスタイルの確立も考慮して、第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の基本的な指標は、下記のとおりです。

(1) 類型設定の基準

① 個別経営体

ア 家族経営

農業経営の現状と他産業の所得や労働時間を踏まえ、将来目標とすべきモデル的な家族経営の経営パターンです。

(ア) 自家労働力 1経営体あたり経営者を含めて従事者2～3人

(イ) 雇用労働力 ゆとりある経営を実現するために雇用を積極的に導入

イ 法人経営

家族経営の目標とすべき経営水準に達した経営体の次のステップとして規模拡大や経営の高度化による法人化の経営パターンです。

② 協業経営体

複数の世帯が共同で出資し、生産から生産物の販売、収支決算、収益の配分に至るまでの経営を協業で行うモデル的な経営パターンです。

(2) モデル経営類型

① 個別経営体

ア 家族経営

経営類型	経営規模 (a)	経営の特徴		経営管理の方法	農業従事の態様等
		<技術体系>	<資本整備>		
いぐさ(畳表) +水稲	い草(畳表加工を含む) 150 水稲 110	<ul style="list-style-type: none"> 優良品種「ひのみどり」を始めとする優良品種導入による高品質量の生産 機械化一貫体系による省力栽培 掘り取り機・移植機・泥染機・システム乾燥機については共同化を進める もち米生産団地の継続 カントリーエレベーターを利用した集落営農組織の育成(機械の共同利用) 共同育苗施設等の設置による効率利用 土づくり、土壌分析による適正な施肥等土壌環境の改善 低コスト技術の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 掘り取り機 移植機 ハーベスター フォークリフト 一括泥染装置 システム乾燥機 高性能選別機 加湿器 高性能織機 スタンパー トラクター コンバイン 田植機 	<ul style="list-style-type: none"> 簿記記帳等の活用による経営自己分析能力の向上 青色申告の実施 経営管理の合理化を図るためのパソコン等の導入 経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結 休日制の導入 給料制の導入 労災保険等への加入 労働環境の快適化のための農作業環境の改善 農繁期における臨時雇用の確保 育苗、定植、ビニール張り等の共同作業化
葉たばこ+水稲	葉たばこ 200 水稲 110 飼料用米 180	<ul style="list-style-type: none"> 機械化体系による大規模経営 高架型作業機による作業の効率化 わき芽抑制剤の適正使用 共同受委託乾燥施設利用 水稲の基幹作業は営農組織に委託 雇用労働力の活用(臨時雇用) 	<ul style="list-style-type: none"> 堆肥散布機 成畦被覆機 高架型作業機 乾燥施設 トラクター 		

ブロッコリー＋冬キャベツ＋水稲	ブロッコリー 冬キャベツ 水稲 飼料用米	170 200 200 200	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロッコリー、キャベツと水稲の輪作体系 ・セル苗の機械移植 ・根こぶ病対策の徹底 ・作期に応じた適正品種構成 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 	トラクター セル苗移植機 動力噴霧機 運搬機 育苗ハウス	
冬春トマト＋水稲	冬春トマト 水稲	50 110	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用労力の活用 ・優良品種の選定及び導入 ・選果施設を利用した省力化 ・品質管理の徹底 ・土壌の総合的管理 ・適正な水分管理 ・作業の省力化 	連棟強化型パイプハウス 内張カーテン 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設	
冬春ミニトマト＋水稲	冬春ミニトマト 水稲	35 110	<ul style="list-style-type: none"> ・耐病性品種の導入 ・共同選果施設利用 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労力の活用（臨時雇用） 	連棟ハウス 内張カーテン 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設	
イチゴ	イチゴ	26	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用労力、省力技術の導入による省力生産 ・出荷調整作業の分業化 ・出荷規格の簡素化及び適正化 ・省力育苗システムの導入 ・土壌の総合的管理と充実した苗づくり ・鮮度維持（冷蔵庫設置） ・作業の省力化（自動開閉装置、無人防除、高設栽培） ・県育成品種「ゆうべに」の導入 	連棟ハウス 暖房機 ハウス自動開閉装置 予冷库 育苗施設 灌水施設	
アスパラガス＋水稲	アスパラガス 水稲	40 110	<ul style="list-style-type: none"> ・フルオープンハウス（高温対策） ・自動灌水装置の利用 ・共同選果の利用 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労働力の活用（臨時雇用） 	単棟ハウス 動力噴霧機 灌水施設	
トルコギキョウ	トルコギキョウ	40	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働力の活用（臨時雇用） ・共販 ・圃場芽摘み実施 ・種子冷蔵処理 ・RTF 苗技術導入 ・電照技術導入 ・燃油コスト削減管理 ・除湿対策管理 ・連作障害対策 ・日持ち性向上対策品質管理認証の取得 	強化型ハウス 育苗ハウス（冷暖房装置含む） ハウス暖房機 ハウス循環扇 灌水施設 電照施設 冷蔵庫 トラクター 管理機 動力噴霧機	
梨	トンネルハウス 露地	50 50	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・露地の組み合わせによる長期出荷 ・基本管理の徹底による高品質、高糖度果実生産 ・スピードスプレー利用による防除の省略化 ・無袋栽培による労力軽減 	トンネルハウス 自動開閉装置 灌水施設 スピードスプレー	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の

温州みかん+デ コポン+晩白柚	早生温州	30	<ul style="list-style-type: none"> ・人口受粉による安定着花 ・高畦栽培 ・マルチ栽培による高品質化 ・品種の組み合わせによる長期出荷 	防風ネット トラック 防除機	改善 ・農繁期における臨時雇用の確保
	普通温州	30			
	無加温デコポン	30			
	露地デコポン	30			
	無加温晩白柚	30			
露地晩白柚	30				

イ 法人経営

経営類型	基幹作物別 生産規模（頭）	経営の特徴		経営管理の方法	農業従事の態様等
		<技術体系>	<資本整備>		
酪農	酪農 130	<ul style="list-style-type: none"> ・牛群検定、検定済種牛の利用、受精卵移植技術活用等による牛群の改良 ・酷暑対策、環境保全等地域社会に配慮した施設の改善と整備 ・パソコン利用による経営管理と各種分析に基づく経営改善 ・稲作農家と連携による堆肥と飼料用稲、稲わら等の交換 ・適正な糞尿処理 ・ヘルパー利用による定休日の確保 	撃引式パイプライン方式 バーンクリナー 攪拌式醗酵装置 尿溜槽 牛舎 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・雇用労働力の導入

2 協業経営体

① 法人経営

経営類型	基幹作物別 生産規模（a）	経営の特徴		経営管理の方法	農業従事の態様等
		<技術体系>	<資本整備>		
水稻（もち米）+ WCS	水稻（もち米） 2,300 WCS 900	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系による作業の省力・低コスト営業 ・品種の組合せによる作期調整 ・疎植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入 	トラクター（ロータリー付） 代播ロータリー 田植機 コンバイン 乗用型防除機 無人防除機（ドローン） 畦塗機 サブソイラー 溝上機 管理機 運搬車 格納庫	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・雇用労働力の導入

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に氷川町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、氷川町における主要な営農類型について、これを示すと次のとおりです。

営農類型	経営規模 (a)	生産方式	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
いぐさ+水稲	いぐさ 65 水稲 65	・優良品種導入による高品質量表生産	掘り取り器 移植機 ハーベスター フォークリフト 一括泥染装置 システム乾燥機 高性能選別機 加湿器 高性能織機 トラクター	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入 ・労働環境の改善のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
ブロッコリー+水稲	ブロッコリー 200 水稲 200	・ブロッコリーと水稲の輪作体系 ・雇用労働力の活用（臨時雇用） ・圃場の排水性の確保 ・雇用労働力の活用（臨時雇用）	育苗ハウス 移植機 トラクター ブームプレイヤー		
冬春トマト	冬春トマト 17	・雇用労力を活用した労働集約型施設園芸 ・優良品種の選定導入 ・高品質苗の安定供給 ・選果施設を利用した省力化 ・徹底した品質管理	連棟ハウス トラクター 内張カーテン 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設		
イチゴ	イチゴ 15	・雇用労力、省力技術の導入による省力生産 ・出荷調整作業の分業化 ・出荷規格の簡素化・適正化 ・省力育苗システムの導入	連棟ハウス トラクター 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設 予冷库 育苗施設		
アスパラガス	アスパラガス 18	・雇用労力を活用した労働集約型施設園芸 ・選果施設を利用した省力化 ・徹底した品質管理	単棟ハウス 動力噴霧機 灌水装置 管理機		
トルコギキョウ	トルコギキョウ 40	・高品質系統の導入 ・徹底した品質管理・省力化 ・雇用労力の活用	連棟ハウス 暖房機 管理機 動力噴霧機 防虫ネット 循環扇 電照施設一式 灌水装置 ハウス自動開閉装置 トラクター		

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

氷川町の農産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、人材の確保・育成に取り組むことが重要です。このため、認定農業者制度等の認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、県等と連携して研修・指導や相談対応に取り組む必要があります。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行います。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、家族経営協定締結による就業制、休日制、労働力の活用システム等に取り組み、加えて、農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、農業の魅力等を発信するとともに、農業生産に関わる多様な人材に対して、必要な情報提供等の支援を行います。

2 氷川町が主体的に行う取組

新たに農業経営を営もうとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、国や県の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行います。

また、青年等就農計画の達成が見込まれるものに対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導していきます。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

氷川町は、県、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施します。

- ① 県農業会議、県農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行います。
- ② 各地区では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりに努めます。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

氷川町では、就農等希望者の把握、経営の移譲を希望しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう、県や農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行います。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度です。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備考
面積のシェア：90%	

なお、面的集積については、集積計画一括方式を有効に活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるよう努めます。	
---	--

- (注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア」は個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作業については耕起、播種、収穫及びこれらに順ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標です。
- 2 目標年次は、令和11年度とします。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

氷川町では、水稲、麦、露地野菜などを主体とする土地利用型農業を展開しており、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んできていますが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大に支障を来しております。

また、イチゴやトマトを中心とした施設園芸と水稲による複合経営も増加し、認定農業者等の担い手が多く存在していますが、近年の燃油高騰や農業従事者の高齢化が目立ちはじめしており、規模拡大への意欲が停滞する中、農地及び農業用施設の効率的な利用を図る必要が出てきています。

一部地域では、小規模な稲作を主とする兼業農家が多く、農作業の一部を受委託が行われているものの、農地の資産的保有傾向が強いため、利用集積が進んでいないことに加え、近年の農産物価格の低迷による生産意欲の減退や農業経営の継承が円滑に行われなかったこと等により、耕作放棄地が増加する問題が発生しつつあります。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

氷川町では、今後10年でさらに農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予想され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要です。

また、小規模兼業農家が多い地区や山間部では、将来の農地の引受手となる担い手がないため、このままの状況で推移すれば農地の荒廃化が進み、地域の環境悪化を招くことになることから、集落単位で将来に向けた話し合いを行いながら、地域全体で農地を保全・活用する方法を検討するなど、集落ぐるみでの営農活動の構築が必要です。

(3) 農地ビジョン実現に向けた取組方針と関係機関・団体との連携等

氷川町の農地利用のビジョン実現を図るため、町内をいくつかの区域に分けて計画的に集落内の話し合いによる合意形成を促すとともに、農地中間管理事業等を利用して、担い手への農地集積を推進します。

また、地域の実情に応じて、国・県の各種補助金を積極的に活用し、基盤整備事業を含む農地流動化施策を実施することとします。

このため、関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、町関係各課局、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構及び地域担い手育成総合支援協議会等による連携体制を強化・整備します。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

氷川町は、熊本県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、氷川町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進展などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に関して積極的に取り組むものとします。

氷川町は、農業経営基盤強化促進事業に対して、次に掲げる事業を行います。

- ① 地域計画の策定等に関する事業
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- ⑧ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

これらの各事業については各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとします。

ア 平坦地区においては、ほ場整備事業がほぼ完成し、ほ場区画の大型化による高能率な基盤条件の形成を最大限に活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施します。また、水田汎用化に伴い、施設園芸を積極的に推進するとともに、各種補助事業や制度資金を活用しながら、その団地化、高度化を推進し、担い手農業者が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努めます。

イ 東部の丘陵地帯においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化するように努め、担い手を中心として多発している遊休農地の解消に努めます。さらに、氷川町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じて、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組みめるよう指導や助言を行います。

以下、各個別事業ごとに述べます。

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業関係者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における農繁期を除いて設定します。また、参加者については、農業者、県・町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行います。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等とならない農用地の保全を図ります。

地域計画に当たっては、県、農業委員会や農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うとともに、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を実施するものとします。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧法」という。）

第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによります。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができます。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が利用権の設定若しくは移転を受ける場合、法第7条に規定する特例事業及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構若しくは独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合又は農地中間管理機構若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによることとします。

④ 農地所有適格法人以外の法人等が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとします。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとします。ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限られるものとします。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとします。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法、その利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとします。

（3）開発を伴う場合の措置

- ① 氷川町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から旧法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。改正 令和4年4月1日付け3経営第3217号。以下「旧基本要綱」という。）様式第7号に定める様式により開発事業計画の提出を要求します。
- ② 氷川町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときは農用地利用集積計画の手続きを進めます。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を行う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（4）農用地利用集積計画の策定期期

- ① 氷川町は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅延なく農用地利用集積計画を定めます（附則第2条によりみなされる場合は不要。）。
- ② 氷川町は、（5）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定めます。
- ③ 氷川町は農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとします。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定めます。

(5) 要請及び申出

- ① 氷川町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、氷川町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができるものとします。
- ② 氷川町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その他区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができるものとします。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができるものとします。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の③で規定した農用地利用集積計画の定めるところにより設定等された利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとします。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 氷川町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定めます。
- ② 氷川町は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区から申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとします。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、氷川町は、農用地利用集積計画を定めることができるものとします。
- ④ 氷川町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置、その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにします。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとします。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用

権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

- ⑤ ①に規定する者が農地所有適格法人以外の法人等である場合には、次に掲げる事項
 - ア 貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借を解除する旨の条件
 - イ その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について、毎年、農業委員会に報告しなければならない旨
 - ウ その者は、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を解除し、撤退した場合の混乱を防止するために次に掲げる事項、その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
 - (エ) 貸借期間の途中の契約終了時における違約金支払いの取決め
- ⑥ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法、その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

氷川町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得るものとします。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りるものとします。

(9) 公告

氷川町は、農業委員会の決定を得て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を氷川町の掲示板への掲示により公告します。

(10) 公告の効果

氷川町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画に定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとします。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならないものとします。

(12) 紛争の処理

氷川町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努めるものとします。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 氷川町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地

所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとします。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 氷川町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとします。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 氷川町は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取り消しに係る事項を氷川町の公報に記載することその他所定の手段により公告します。

④ 氷川町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとします。

3 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

(1) 氷川町は、これまで農地利用集積円滑化団体との連携により進めてきた農地集積事業を確実に前進させるため、普及啓発活動等を行います。

(2) 氷川町、農業委員会、土地改良区及び地域担い手育成総合支援協議会等は農地集積事業を促進するため、各関係者に対し、情報の提供及び事業の協力を行います。

(3) 氷川町農業委員及び農地利用最適化推進委員は、農地の集積・集約事業を推進するため、積極的に事業に関わります。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

氷川町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進します。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用状況、農作業の実施状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落を基本としつつ、土地利用の調整が大字や校区、共同乾燥調製施設、旧市町村単位で行われている場合は、当該単位）とするものとします。

なお、水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場合など、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的

な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとします。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとします。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとします。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担、その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規定においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとします。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)参考様式第6-1号を氷川町に提出して、農用地利用規程について氷川町の認定を受けることができます。
- ② 氷川町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をします。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 氷川町は、②の認定したときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を氷川町の掲示板への提示により公告します。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用します。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成

員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができます。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（4）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとします。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 氷川町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（5）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（5）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（5）の①の認定を行います。
- ア ②のイに掲げる目標が（2）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなします。

（7）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① 氷川町は、（5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権限に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができます。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとします。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとします。

（8）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 氷川町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努めます。

- ② 氷川町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、熊本県南広域本部農業・普及振興課、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構(公益財団法人熊本県農業公社)等の指導、助言を求めてきたときは、氷川町農業振興協議会(担い手育成支援部会)との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努めます。

5 農業協同組合が行う農作業の委託あっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

氷川町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図ります。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等による農作業受委託の促進に努めるものとします。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

氷川町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組みます。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進します。

なお、研修等を通じて得られた人材については、法第12条の農業経営改善計画の認定制度を積極的に活用することとし、その際、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者はもちろんのこと、新たに農業経営を開始する場合で、その意欲や能力から将来経営発展が見込まれる者に対しても、制度の周知を図り、農業経営改善計画の作成に関する適切な助言及び支援を行います。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備します。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

- ① 氷川町は、県下一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって農地中間管理機構が行う事業の実施の促進を図ります。
- ② 氷川町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対して、情報提供、事業の協力を行なうものとします。

(2) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施設との連携

氷川町は、1から5に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとします。

ア 氷川町は、農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の集約化及び大区画化を進めるとともに、カントリーエレベーター、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図ります。

イ 氷川町は各種事業等によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努めます。

ウ 氷川町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組みによって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとします。このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努めます。

エ 氷川町は、農村生活環境の整備に努め、定住条件を整備し、農業担い手確保に努めます。

オ 氷川町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとします。

(3) 推進体制等

① 事業推進体制等

氷川町は、農業委員会、熊本県県南広域本部農業・普及振興課、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立します。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進します。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、氷川町担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、氷川町はこのような協力の推進に配慮します。

8 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の2(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進します。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

熊本県新規就農支援センターや熊本県県南広域本部農業普及・振興課、八代地域農業協同組合などと連携しながら、就農相談等を通じて、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行います。

また、生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、体験学習や農業の魅力を伝える機会をつくるなど、農業に関する知見を広められるようにします。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

効率的かつ適切な支援を行えるよう、熊本県県南広域本部農業普及・振興課や八代地域農業協同組合、農業委員、指導農業士などからなる新規就農者等支援委員会等を中心に経営状況を把握し、共有します。年に1回は圃場の確認・面談を行い、青年等就農計画に沿ったフォローアップはもとより、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用できるよう支援を行います。生産性の改善

や所得向上に応用できる経営技術等の習得を図るため、担い手育成総合支援協議会や農業振興協議会が主体となって研修を実施するなど、経営力の向上への取組も進めます。

また、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者への計画的な誘導を図ります。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については熊本県新規就農支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については熊本県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては熊本県県南広域本部農業普及・振興課、八代地域農業協同組合、指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構等、各組織が役割を分担しながら各種取組を進めます。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し、必要な事項については別に定めます。

附 則

この基本構想は、平成18年8月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成23年9月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成30年3月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年9月15日から施行する。

別紙1 (第5の2(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとします。

- (1) 地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)

○対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

- (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2 (第5の2(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間(又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は原則として3年、6年又は10年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とします。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年、6年又は10年とすることが相当でない認められる場合には、3年、6年又は10年と異なる存続期間とすることができるとします。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とします。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとします。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定することとします。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定することとします。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定することとします。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの で定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとします。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年にかかる借賃の全額を一時に支払うものとします。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとします。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとします。</p>	<p>1 農地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとします。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき氷川町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとします。</p>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当該者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定することとします。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近隣の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定します。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業経営の受託に係る販売額（共済金含む。）から農業経営に係る経費を控除することにより算定することとします。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにします。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとします。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定します。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとします。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われないうときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとします。</p>